

## 令和4年度 吉富町交流マルシェ及び地方創生加速化イベント実施業務委託特記仕様書

### 1. 業務名

令和4年度 吉富町交流マルシェ及び地方創生加速化イベント実施業務委託

### 2. 適用

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する、吉富町「シゴト場とモノを生み出し循環するまち」創生事業の一環として実施する令和4年度吉富町交流マルシェ事業及び将来の明るいまちづくりのために、この町を愛する心をさらに深める機会として、町制施行80周年記念として実施する地方創生加速化イベント事業（2つの事業について以下「本事業」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

### 3. 吉富町「シゴト場とモノを生み出し循環するまち」創生事業全体の目的

- (1) これまでJR吉富駅前で開催していた交流マルシェについて、場所や参加事業者を拡大し、水産事業者×吉富漁港、農業者×朝市、商工業者（マルシェ）×山国川河川敷など、複合的要素での展開を行い「交流マルシェ」を継続発展させ、更なる誘客・町の取り組みPR・創業者の掘り起こし及びネットワーク構築の場を構築する。
- (2) 上記の事業について、「まちづくり会社」と連携しながら事業に取り組み、将来的に事業を継続させていくため、事業内容をまちづくり会社へ移譲しつつ、地域循環を高め、名実ともにコンパクトシティを実現させた持続可能なまちづくりを目指す。

### 4. 町制施行80周年記念事業全体の目的

- (1) 町制施行80周年記念事業のコンセプトに明記されているように「多くの人に「吉富町」の魅力を感じてもらおう。（町内外に吉富町の魅力をアピールする）」「未来の吉富町を担う大切な子供たちに充実した教育や環境を提供する。」「先人たちが築き上げてきた歴史や文化、功績を見つめ直し、高齢者を大切に作る心を育む。」「町のコンパクトさを活かし、ギュッと魅力が詰まった、便利で効率的なエコタウンを目指す。」ことを具現化できる町の将来を見据えた記念事業として、「脱炭素日本一を目指す町として、環境にやさしい」という意味の『エシカルファッションショー』を開催する。さらに、広域連携で開催している「県境を越えて！電車でハロウィン」と同時に開催することにより、これまでにない大規模イベントを開催する。
- (2) 交流マルシェ事業と地方創生加速化イベント事業の相互連携を図り、単独事業を開催した効果だけでなく、連携することにより生まれる相乗効果の期待できる事業に取り組み、吉富町の80歳の誕生日を町民の皆さんと一緒に祝いをすることも含め、町内外を含め多くの人に吉富町の魅力を発信する。

## 5. 業務項目

- (1) 町内各所における交流マルシェ企画運営業務
- (2) 町制施行80周年記念事業『エシカルファッションショー』企画運営業務

## 6. 内容

交流マルシェ及び地方創生加速化イベント開催企画・設計・運営に関して、本業務受託決定後、まちづくり会社「(株) ツクローネ吉富」と受注者は、共同事業体となり連携して取り組むこと。

### (1) 町内各所における交流マルシェ企画運営業務

- ・町内外の事業者・創業希望者による「交流マルシェ」について、女性の集客を主眼とした企画設計、運営を行う。
- ・確実に集客が見込めるよう、また、その継続が期待されるよう、交流マルシェの規模、出店数、催し物、魅力ある出店者の獲得方法等について、本事業の目的を踏まえて実施すること。
- ・交流マルシェ開催場所は、10月30日開催予定の「県境を越えて！電車でハロウィン」に併せてJR吉富駅前周辺で実施、その他に吉富漁港と山国川河川敷で計3回実施すること。
- ・町制施行80周年記念事業との相乗効果が期待できる企画設計、運営を行う。
- ・交流マルシェプロモーション（出店者募集・イベント告知用）のための広報資材は以下のとおりとする。なお、掲示・配布作業は受注者において行うこととする。
  - ①ポスター（カラーA2版） 50枚以上
  - ②チラシ（カラーA4版 片面） 5,000枚以上
  - ③ホームページ掲載原稿各1式（写真、イラスト等含む）
- ・マルシェ開催に必要な備品については、下記のとおり保有しているが、その他有益な導入提案があれば行うこと。

テント（20張、3m×3m）、テント固定用おもり（80個）、陳列什器（20セット、木製組立式）、風除け用側面ビニール幕（10枚、3m×1.5m）、音響セット（スピーカー、マイクセット（スピーカー、マイク、PA）、ミストシャワー（5台）、流し台（1台）、横幕（二間分×16枚）、案内看板14枚、LEDストリングライト（17本、15m）、L字型スタンド（6本）

### <令和4年度業務委託予定項目>

- ・交流マルシェ開催企画・設計・運営（交流マルシェにおいては、新型コロナウイルス感染症の状況や政府の方針等に併せて対策を講じた上で開催すること）
- ・広報資材の作成（出店者募集・イベント告知用）、配布、周知活動
- ・出店者募集、開拓、リスト拡充

### (2) 町制施行80周年記念事業『エシカルファッションショー』企画運営業務

- ・町制施行80周年記念事業の下記コンセプトを具現化し、町内外へ町の魅力を発信する事業として企画設計、運営を行う。

～町制施行80周年記念事業コンセプト～

- 脱炭素日本一を目指す町として、環境にやさしいという意味の「エシカルファッションショー」を開催する。さらに、広域連携で開催している「県境を越えて！電車でハロウィン」と同時に開催することとし、これまでにない大規模イベントを開催する。
  - 吉富町の80歳の誕生日を町民の皆さんと一緒に祝いをする。
  - 多くの人に「吉富町」の魅力を感じてもらう。(町内外に吉富町魅力をアピールする)
  - 未来の吉富町を担う大切な子供たちに充実した教育や環境を提供する。
  - 近隣市町と手を携えて、100周年に向けて、将来を見据えた行政運営をしていくというスタンスを表示する。
  - 先人たちが築き上げてきた歴史や文化、功績を見つめ直し、高齢者を大切にする心を育む。
  - 町のコンパクトさを活かし、ギュッと魅力が詰まった、便利で効率的なエコタウンを目指す。
  - ・記念事業としては、5月中旬にキックオフイベント、10月30日開催予定の交流マルシェと同時開催とするメインイベントとして「エシカルファッションショー」の開催を予定しているためキックオフイベント・エシカルファッションショーの企画内容について有益な提案をすること。  
※エシカルファッションとは：環境問題のみではなく、労働問題や社会問題にも配慮したうえで素材を選び、生産から販売までを行っている“地球と人に優しいファッション”のこと。
  - ・交流マルシェ事業との相乗効果が期待できる企画設計、運営を行う。
  - ・町制施行80周年記念事業プロモーション（出店者募集・イベント告知用）のための広報資材は以下のとおりとする。なお、掲示・配布作業は受注者において行うこととする。
    - ① ポスター（カラーA2版） 100枚以上
    - ② チラシ（カラーA4版片面） 5,000枚以上
    - ③ 集客につながる全国的に知名度のある方（タレント、芸能人、文化人、アーティストなど）の出演
    - ④ SNS等を活用した広報
- <令和4年度業務委託予定項目>
- ・町制施行80周年記念事業開催企画・設計・運営（開催においては新型コロナウイルス感染症の状況や政府の方針等に併せて対策を講じた上で開催すること）
  - ・広報資材の作成（出店者募集・イベント告知用）、配布、周知活動
  - ・全国的に知名度のある方のキャスティング
  - ・イベントステージの設計・演出・運営
  - ・交流マルシェと連携した町の魅力発信につながる企画・運営

## 7. 委託期間

契約の日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

## 8. 業務場所ブッキング

吉富町

## 9. 成果報告書の提出

(1) 報告書（印刷製本、A4版） 2部

(2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R） 1部

## 10. 業務の進め方

(1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。

(2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。

(3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、月2回の定例会に加え、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。

## 11. その他

(1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

(2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

(4) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。